測方法						
添付書類（注１０）	①変更内容説明書（注１１）		―	書類名：		
	②構造図（注１２）		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	③配線図（注１２）		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	④メンテナンス体制確認書類（注１３）		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	⑤ＪＩＳ等性能確認書類		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	⑥発電設備の内容を証する書類（注１４）		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	⑦その他１		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	⑧その他２		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		
	⑨その他３（注１５）		□変更あり □変更なし □新規	書類名：		

（注１）　変更前の認定設備情報を記載すること。
（注２）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注３）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注４）　変更の有無記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
（注５）　点検及び保守を行う体制について、責任を行う事業者又は主要設備の製造事業者の変更がある場合に記載すること。
（注６）　太陽電池の型式番号が複数ある場合は行を追加しそれぞれについて記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池、Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率については、変更前に日本工業規格Ｃ８９６０において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率を記載した場合は、備考欄の「真性変換効率」に、実効変換効率を記載した場合には、同欄の「実効変換効率」のボックスにチェックを付し、それぞれの数値を記載すること（真性変換効率＞実効変換効率となるため、実効変換効率が認定基準を満たしていれば、真性変換効率も認定基準を満たしている。）。
また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
さらに、太陽電池の製造事業者名、種類又は変換効率の変更が、変更前の製造事業者が変更前の種類の太陽電池の製造の事業を行わなくなったことによる場合は、変更理由欄の「製造事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
（注７）　発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数１桁（小数第２位切捨て）まで記載すること。
太陽光発電の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の発電出力が、１０ｋＷ以上になる場合は、様式第３により申請すること。また、電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電気事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
（注８）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
Ｓ：太陽光発電設備のみ、Ｔ：太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの（非常用自家発電設備を除く）
（注９）　配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
Ｚ：全量配線（太陽光発電については、事業者が複数の住宅の屋根を賃借して太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が１０ｋＷ以上となる場合）
Ｙ：余剰配線
（注１０）　以前の提出書類から変更がある項目は「変更あり」、変更がない項目は「変更なし」、以前提出しておらず本申請で新たに提出する書類の項目は「新規」のボックスにチェックすること。また、以前提出してなく本申請でも提出しない項目は「変更なし」のボックスにチェックすること。
（注１１）　設備を変更しようとする理由及び変更の内容等を簡潔に記載した書面を提出すること。
（注１２）　標準基本構造図（併設型含む）及び標準基本配線図（併設型含む）の変更については、提出省略とする。変更後の欄には、「提出省略」と記載する。それらによらない図面の変更の場合は、変更後の図面を提出すること。
（注１３）　調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制について、変更後のものが、国内に備わっていること及び当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理の実施が可能である体制が備わっていることを示す書類を添付すること。
（注１４）　製品の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号若しくは番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を提出すること。また、太陽電池の種類及び変換効率がわかる書類も提出すること。
（注１５）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。